

令和7年度 五香松飛台地区意見交換会のテーマについて

（団体名） 五香東町会

（件名） ごみ置場用設備への補助金制度の導入について

（具体内容）

五香東町会は、1,800世帯(15組105班 会員3,600名)を有する松戸市においても大きな町会の一つであり、ごみ出し場所は大小194か所ある。

松戸市にて制定された、「ごみ出し」のルールに従って対応しているが、昨今各世帯から、ごみ置場の設備(ごみ集積ボックス)設置の願いが多くある。

理由としては、ブルーシートやあみネットでは、風に飛ばされたり、カラスのいたずらや通りすがりの方の不法投棄等も多く置き去りになってしまうことも多く防ぎようがない。

各ごみ置場は、5～20世帯単位で構成されており、皆さんの話し合いで設置場所を決めて頂いているが、例えばごみ集積用の設備は、利用している世帯の皆さんで資金を出し合って設置している。また他の方の土地を借用している場合は賃借料を出し合って利用している。

このように、町会員の皆さんにとって大きな負担となっている。

現在松戸市では、ごみ集積用の金網式のボックス等への補助や貸与は一切ない。

市民自治課より提供されている、「町会・自治会交付金」及び軒下集団回収によるリサイクル奨励金は町会活動の大きな資金源として役立たせていただいております。町会費(月200円、年間2,400円)を町会設立以来値上げすることなく活動している。

五香東町会では、毎年春と秋のクリーンデーへの参加やごみツアーとして毎年、松戸市リサイクルセンター、和名ヶ谷クリーンセンター、日暮クリーンセンター、リソースガイや榊等への見学により、ごみ出しの意識高揚に努めている。

また、集団軒下回収により3R(リデュース・リユース・リサイクル)に努め、ごみ減量、削減を進めている。

繰り返しになるが、是非とも「ごみ集積場所」への松戸市からの補助金制度の導入をお願いしたい。

（回答）

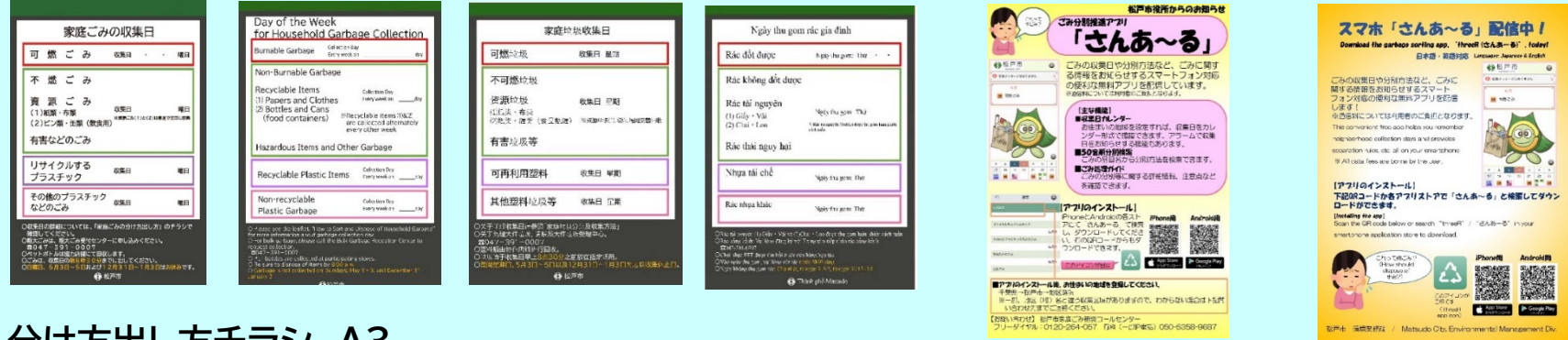
- 家庭ごみの処理については、市に処理責任がございますので、収集、中間処理、最終処分について市が実施し、集積所の設置や維持管理については、町会・自治会や利用される方をお願いしているのが現状でございます。

- 集積所に関する支援につきましては、収集日を記載するアルミ製の集積所用看板やごみ出しのルールを記載した多言語対応のラミネート加工看板などを必要な方に配付しており、今後については、公共施設で不要になったネットをリサイクルしてごみ集積所用のネットとして活用いただくことを検討しております。
- また、ご質問にもありました「リサイクル活動奨励金」については、ごみ集積ボックスの購入などに活用してもらう資金としていただくことを一例としてあげさせているところでございます。
- これまで町会・自治会の皆様のご協力により安定的なごみ処理を行っていますが、今後、高齢化や地域コミュニティの変化などを踏まえたごみ処理システムのあり方について、検討する必要性については十分認識しているところでございます。
- 市といたしましては、厳しい財政状況の中、現時点で新たに補助金制度を設けることは難しい状況にありますが、維持管理に関する助言や設置場所についてご相談に丁寧に対応するなど、市としてできる支援については引き続き実施するとともに、ごみ減量や財源確保の取組を進める中で、家庭ごみ集積所の支援のあり方についても検討してまいります。
- また、埼玉県の一部で導入されているもので、広告付きの集積所を民間会社が設置、維持管理し、自治会等へそれを無償提供する「広告型ごみステーション」という仕組みがあります。こちらについても、本市においても活用できないか、研究してまいります。

（回答課）廃棄物対策課

標示看板(全種) A3

【日本語・英語・中国語・ベトナム語】



分け方出し方チラシ A3

【日本語・英語・中国語・韓国語・ベトナム語】



分け方出し方チラシ【簡易版】 A4

【日本語・英語・中国語・ベトナム語・ネパール語】



【注意版】 サイズ: A4・B4・A3

言語: 日本語・英語・中国語・ベトナム語・韓国語・インドネシア語・ネパール語

ごみ出しのルール



不法投棄は犯罪です



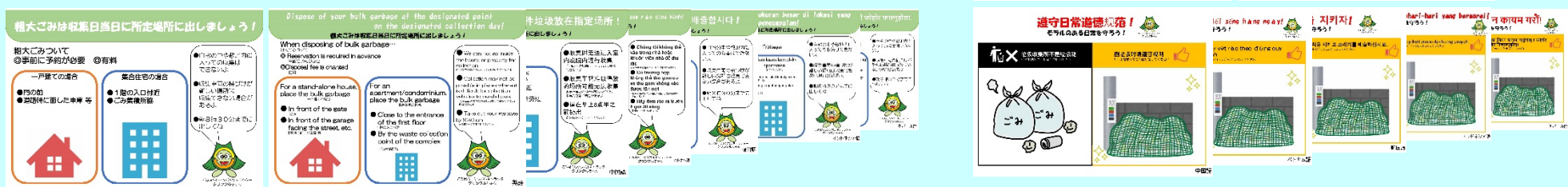
使用者以外禁止



可燃ごみの出し方



粗大ごみについて





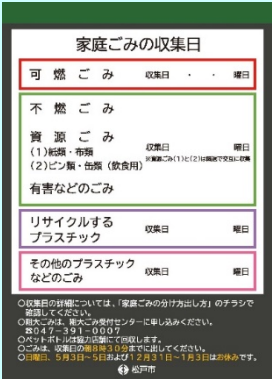
日本語対応のみ

シール看板・プラスチック看板・ラミネート看板 があります。

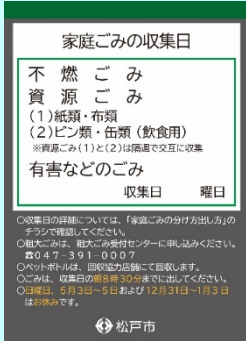
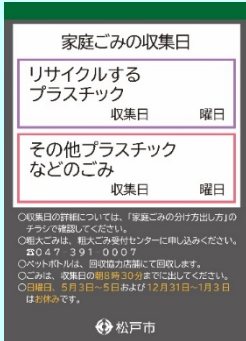
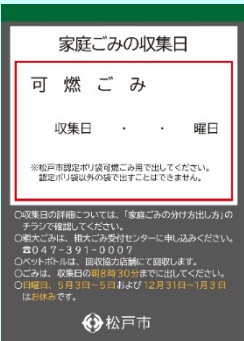
【案内版】

標示看板(全種) 50cm×36cm
【シール・シール付き金属板】

資源ごみカレンダー(A地区月～土曜日/B地区月～土曜日) A4
【ラミネート看板】



標示看板(可燃ごみ・リサイクル/その他プラ・不燃ごみ/資源ごみ/有害などのごみ)
39cm×28cm
【シール】



【注意版】

不法投棄

【プラスチック板】

【ステッカー】

不法投棄厳禁

ごみをみだりに捨てると
法律により

5年以下の懲役もしくは
1,000万円以下の罰金

に処せられます。

松戸市役所 047(366)1111
松戸警察署 047(369)0110
松戸東警察署 047(349)0110

資源持ち去り厳禁

【ステッカー】

松戸市全域

資源ごみ等持ち去り厳禁

集積所の家庭ごみは松戸市が処理するものです。
持ち去る行為は禁止されています。
違反した場合は、5万円の過料に処せられます。
松戸市

カラスに注意！A4・B4・A3
【ラミネート看板】

カラスに注意！ ちょっとした ごみ出しの工夫で 散乱防止



集積所は、利用者の皆様で管理をお願いしています。
協力し合い適正に管理してください。

カラス除けネットなどで、
ごみをしっかり覆いましたか？
隙間がないように重石などを利用し、
簡単にネットがめくれないようにし
ましょう。
ルールを守って
ごみを出しましょう。
収集日の前日や夜間に出すと
長時間ごみが置かれ、カラスに餌を
探す時間を与えてしまいます。
決められた収集日の朝、
8時30分までにしましょう。

松戸市 環境部

紙類の正しい出し方 A4・B4・A3
【ラミネート看板】

